## 男性が育児参加できる働き方に関する検討会開催要綱

## 1 趣旨

我が国においては、男女ともに育児・介護など家庭を大切にしながら充実した職業生活を営むことのできる雇用環境の整備が求められている。特に、結婚・出産を経ても働き続ける女性が増えるに従い、仕事と生活のバランスのとれたライフスタイルを重視する男性が増えてきている。

企業内で基幹的役割を担うことの多い男性が育児参加できるようにするためには、 育児休業等の休暇制度にもまして、日常的な育児参加を可能とするような柔軟な働き 方や短くて効率的な働き方によるワークライフバランスの実現が必要である。

このため、行政と経営者団体が連携し、企業経営の視点から、男性が育児と両立できるような働き方の必要性やメリットについて検討、提言することにより、企業経営者の理解を深め、男性が育児参加できるような働き方の普及を図っていくこととし、その第一段階として、経営者団体、企業実務者、有識者及び行政からなる検討会において考え方や事例の整理を行う。

## 2 検討内容

- (1) 男性が育児参加できるような働き方の必要性
- (2) 企業経営へのメリット
- (3) 男性の働き方の改善の取組方法
- (4) その他

## 3 運営

- (1) 男性が育児参加できる働き方に関する検討会(以下、「検討会」という。) は雇用均等・児童家庭局長が有識者の参集を求めて開催する。
- (2) 検討会には、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- (3) 検討会の座長は、参集者の中から互選により選出し、座長代理は、必要に応じて座長が指名する。
- (4) 検討会の庶務は、雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課で行う。